

よくあるご質問

再生可能エネルギー機器等設置奨励補助金		
	質問	回答
1	<p>【太陽光発電システム】申請書に記載する受給契約承諾日は何を見て確認すればよいですか？</p>	<p>【FIT認定の場合】 『特定契約のご案内』に記載されている「〇月〇日を以って、特定契約を締結～」の日付を記入してください。</p> <p>【FIT認定を受けていない場合】 購入電力量のお知らせや電力受給契約申込書（電力会社の受付処理済み）等で確認できる購入開始日や申込の承諾日を記入してください。</p>
2	<p>設置機器が太陽光発電システムを含んだ2つ以上ある場合は、「受給契約書承諾日又は引渡日」欄にどちらを書けばよいですか？</p>	<p>受給契約承諾日か機器の引渡日のいずれか遅い方を記入してください。</p>
3	<p>太陽光発電システムと蓄電池の補助金申請をしたいのですが、申請書にある型式は、どちらかの型式を書けばよいですか？</p>	<p>2つ以上の機器の申請を提出する場合は、申請する機器のすべての型式をお書きください。（※記入欄が足りない場合は、余白にご記入ください。）</p>
4	<p>全景写真で太陽光パネルが映らないのですが、どうすればよいですか？</p>	<p>全景写真を複数方向で撮影し、かつ、太陽光パネル位置図や住宅設計図等を併せて提出してください。</p>
5	<p>機器・設置に係る工事請負契約書または売買契約書の写し及び機器の設置に係る費用の支払いが確認できる書類に、機器費用と機器設置工事費用の内訳がないのですが、どうすればよいですか？</p>	<p>機器費用と機器設置工事費用の内訳がない場合は、内訳が記載されている見積書を添付してください。</p>

6	<p>太陽光発電システムと蓄電池の補助金申請をしたいのですが、蓄電池については、1月中に設置と引渡が完了しますが、電力受給契約締結が2月1日以降の場合は、どちらの申請も次年度の申請で大丈夫でしょうか？</p>	<p>蓄電池は引渡日（2月1日から翌年の1月31日まで）の対象年度に申請してください。</p> <p>太陽光発電システムは電力受給契約締結日（2月1日～翌年1月31日まで）の対象年度に申請してください。</p> <p>ただし、住宅の新築に伴う太陽光パネルや蓄電池の設置の場合、住宅の引渡日が2月1日以降の場合、どちらの申請も2月1日～翌年1月31日までの対象年度の申請となります。</p>
7	<p>自己所有のカーポートに太陽光パネルを設置する場合も補助金の対象となりますか？</p>	<p>電力受給契約を結び、発電した電力を自己所有の住宅に供給する場合は対象となります。</p>